本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

「原判決を取消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第 控訴代理人は、 、二審とも被控訴人の負担とする」との判決をもとめ、被控訴代理人は、主文第 一項と同旨の判決をもとめた。

当事者双方の事実上の陳述および証拠の提出、援用、認否は、控訴代理人におい て次のように述べ、当審証人A、Bの各証言を援用したほか、原判決事実摘示と同一であるから、これを引用する。

本件保管証明書発行当時における控訴銀行西野田支店の職務分掌は、支店 長席(支店長・次長・副長をもつて構成)の下に、預金係、出納係、総務係等の六 係があり、各係は係長、副係長、係員をもつて構成し、係長は各係に割当てられた 事務を管掌し、副係長は係長を補佐するとともに係長不在のときこれを代理するものであつて、株式募集および払込金代理事務は総務課の分掌事務であつた。

右支店における払込株金保管証明書発行の手続は、発起人が払込金全部を

括持参する場合は、つぎの通りの経過をとる。

総務課で、各払込人の氏名・株式数・金額等を記入した入金伝票を発起 (-)人に渡す。

発起人は右入金伝票に現金を添えて出納係に入金する。

 $(\Xi)$ 現金を収納した出納係は、右入金伝票に収納済の印を押し、これを総務 係にまわす。

総務係は右伝票にもとずき「代理事務記入帳」に株金払込の旨を記入し (四) た上、右伝票を預金係にまわす。

(五) 預金係は、右伝票にもとずき「別段預金元帳」に当該会社の別段預金と して記帳する。

(六) しかる後、総務課は払込株金保管証明書を作成して支店長席に提出し、 支店長の捺印を得た上発起人に交付する。

また、控訴銀行における預金引出の取扱い方は、預金者から払戻の請求が あると預金係でその請求書を受付け、元帳等と照合して、引出し得る預金があると きは、出金伝票を作成し、係長がこれに証印を押した上出納係にまわし、出納係は この出金伝票に従つて払戻請求者に現金を交付する仕組である。従つて、出納係は 右のようにして預金係からまわされた出金伝票は、これを現金と同一視することに なるわけである。

本件保管証明書も、上記の通りの手続を経て発行されたのであるが、た だ、出納係への入金は、預金払戻のための出金伝票によつたものである。すなわ ち、預金係の係員であったCは、発起人D、E等の依頼により、旭縫工有限会社振出の小切手をもつて、架空人名義による三〇〇万円の別段預金をし、直ちにその払戻のための出金伝票に預金副係長Aの証印を得、これを株金の入金伝票とともに出

納係に持参したので、出納係は入金伝票に収納済の印を押したわけである。 元来小切手による預金は、現実に小切手の支払あるまでは払出ができないもので あり、当日はもちろん上記小切手の支払はなかつたのであるが、右A副係長は、E 等が当日正午までには必ず現金の払込をするというCの説明を信じ、銀行に迷惑は かからぬと速断し、Cの依頼に応じて、不在であつた係長の権限を代行し、上記出 金伝票に証印を押してCに渡したのである。

要するに、被控訴会社発起人等は、控訴会社従業員CおよびAを利用し 西野田支店出納係に、現金の払込がないのに払込があつたと誤信させて入金伝票に 収納済の印を押させ、結局は西野田支店長に、同様の誤信させて本件保管証明書を 発行させたものであり、右の誤信がなかつたならば、出納係も支店長も、右の行為 に出でなかつたことはいうまでもない。右のごとき事態のもとに発行せられた本件 保管証明書の発行行為は民法第九六条によつて取消すことができるというべきであ る。

被控訴会社が、株式の総数二万株、一株の金額五〇〇円、設立に際し発行 する株式の総数六、〇〇〇株の株式会社として、昭和二七年一二月二日設立の登記 を経たこと、控訴銀行西野田支店が、右設立につき、株金払込取扱銀行として、被控訴会社発起人の請求により、昭和二七年――月二九日株金三〇〇万円の払込があった旨の払込株金保管証明書を作成交付し、これにもとずいて右設立登記がなされ たことは当事者間に争がない。

二、 控訴人は、被控訴会社は、株金の払込がまつたくなかつたから、会社として存在しないと主張するが、すでに設立登記のある会社を株金の払込がなかつたとの一事をもつて、はじめから存在しないものとすることのできないことは明らかであるのみならず、もし本件係争の株金保管証明書につき控訴人にその責任があるものと判断せられると被控訴会社の資本充実に欠けるところがないこととなる筋合であるから、右の主張は採用できない。

三、 而して被控訴会社が右保管証明書を発行するに至つた事情は、成立に争のない甲第一号証、乙第一、三号証、原審証人Cの証言により真正に成立したものとみとめられる乙第二号証の一ないし二三、乙第四号証の一、二、原審証人D、C、B、当審証人A、Bの各証言によれは、つぎの通りであつたことをみとめることができる。

五、そこで、つぎに、控訴人の主張する詐欺による取消の点について考えるに、株金払込取扱銀行のなす払込株金保管証明は意思表示ではなく、いわゆる観念の通知に当り、而して、法律が一定の観念の通知に一定の法律効果を結びつけるかは、各場合によって異り、春思るいかなる理由でその法律効果を結びつけるかは、各場合によって異り、春思表示において一律に、その意思の向うところに法律効果をみとめるのと趣を異にする、意思表示の取消に関する民法の規定が観念の通知に類推適用あるか否かは、の意思の通知のそれぞれの場合について、これにその法律効く要旨〉果を与えた規定の趣旨を考えて、ことを決しなければならないものと解すべきところ、商法第一八九条第二項〈/要旨〉は、保管証明をした銀行等に、その証明にかかる保管株金について、払込のなかつたことをもつて会社に対抗できないものとしており、右は会社の資本充実に対する第三者の信頼を保護するため、株金払込取扱銀行にその証明につ

六、 はたしてそうだとすれば、控訴人は本件保管証明にかかる払込金につき、その返還を拒み得ない筋合であつて、控訴人に対し、その保管証明にかかる払込金三〇〇万円およびこれに対する本件訴状送達の翌日たること記録上明白な昭和二八年二月二二日から支払ずみまで、商法の定める年六分の利率による遅延損害金の支払をもとめる被控訴人の請求を認容した原判決は相当であるから、本件控訴はこれを棄却すべきものとし、控訴費用の負担につき民事訴訟法第八九条第九五条を適用し、主文の通り判決する。

(裁判長判事 吉村正道 判事 金田宇佐夫 判事 鈴木敏夫)